



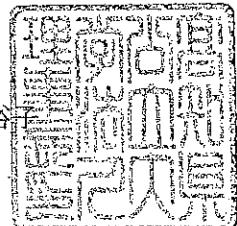
資料15



高知県知事 尾崎 正直 様

24高公大第291号
平成25年3月29日

高知県公立大学法人 理事長 南 裕子



高知県公立大学法人役員の報酬及び退職手当の改正について（届出）

このことについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第48条の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

1 役員の報酬の改正

(1) 高知県公立大学法人役員報酬規程の改正 【別紙1】

2 役員の退職手当の改正

(1) 高知県公立大学法人役員退職手当規程の改正 【別紙2】

高知県公立大学法人役員報酬規程 新旧対照表

【平成 24 年 12 月 1 日施行】

新	旧
高知県公立大学法人役員報酬規程（案）	高知県公立大学法人役員報酬規程
第1～4条 略	第1～4条 略
(期末手当)	(期末手当)
第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの日の基準日前1月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。	第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの日の基準日前1月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。
2 期末手当の算出の基礎となる額（以下「期末手当基礎額」という。）は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計とする。	2 期末手当の算出の基礎となる額（以下「期末手当基礎額」という。）は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計とする。
3 期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合においては100分の145、12月に支給する場合においては <u>100分の145</u> を乗じて得た額とする。	3 期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合においては100分145、12月に支給する場合においては <u>100分の150</u> を乗じて得た額とする。
第6～9条 略	第6～9条 略
<u>附 則</u> この規程は、平成23年4月1日から施行する。	<u>附 則</u> この規程は、平成23年4月1日から施行する。
<u>附 則</u> <u>この規程は、平成24年12月1日から施行する。</u>	

高知県公立大学法人役員報酬規程 新旧対照表

【平成25年4月1日施行】

新	旧
高知県公立大学法人役員報酬規程（案）	高知県公立大学法人役員報酬規程
第1～4条 略	第1～4条 略
(期末手当)	(期末手当)
第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの日の基準日前1月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。	第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの日の基準日前1月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。
2 期末手当の算出の基礎となる額（以下「期末手当基礎額」という。）は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計とする。	2 期末手当の算出の基礎となる額（以下「期末手当基礎額」という。）は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計とする。
3 期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合においては <u>100分の140</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の150</u> を乗じて得た額とする。	3 期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合においては <u>100分の145</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の145</u> を乗じて得た額とする。
第6～9条 略	第6～9条 略
附 則	附 則
この規程は、平成23年4月1日から施行する。	この規程は、平成23年4月1日から施行する。
附 則	附 則
この規程は、平成24年12月1日から施行する。	この規程は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

高知県公立大学法人役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、高知県公立大学法人（以下「法人」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員の報酬)

第2条 役員の報酬は、常勤の役員については、給料、通勤手当及び期末手当とし、非常勤の役員については、非常勤役員手当とする。

2 高知県公立大学法人給与規程（以下「給与規程」という。）の適用を受ける職員である理事（以下「職員である役員」という。）については、報酬を支給しない。

(給料)

第3条 常勤の役員の給料月額は、次のとおりとする。

理事長 989,000円

2 理事長は、経営審議会の議を経て、前項の給料月額を変更することができる。

(通勤手当)

第4条 通勤手当は、給与規程に基づく職員に対する通勤手当の例に準じて常勤の役員に対し支給する。

(期末手当)

第5条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの日の基準日前1月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。

2 期末手当の算出の基礎となる額（以下「期末手当基礎額」という。）は、給料月額及び給料月額に100分の45を乗じて得た額の合計とする。

3 期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合においては100分の140、12月に支給する場合においては100分の150を乗じて得た額とする。

(非常勤役員手当)

第6条 非常勤役員手当の額は、次のとおりとする。

(1) 理事（非常勤） 日額 30,000円

(2) 監事（非常勤） 日額 30,000円

2 公務員の職にある役員については、報酬を支給しないことができる。

(支給日及び支給方法)

第7条 役員報酬の支給日及び支給方法等については、給与規程に準じて取り扱う。

(委任)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日改正）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

高知県公立大学法人役員退職手当規程 新旧対照表

【平成25年4月1日施行】

新	旧
高知県公立大学法人役員退職手当規程（案）	高知県公立大学法人役員退職手当規程
第1～2条 略	第1～2条 略
(退職手当の額)	(退職手当の額)
第3条 役員の退職手当の額は、在職期間1月につき、退職した日（以下「退職の日」という。）におけるその者の給料月額に、理事長においては <u>100分の12.5</u> の割合を乗じて得た額に100分の87を乗じて得た額とする。	第3条 役員の退職手当の額は、在職期間1月につき、退職した日（以下「退職の日」という。）におけるその者の給料月額に、理事長においては <u>100分の12.5</u> の割合を乗じて得た額とする。
第4～8条 略	第4～8条 略
附 則	附 則
この規程は、平成23年4月1日から施行する。	この規程は、平成23年4月1日から施行する。
<u>附 則（平成25年3月22日改正）</u>	<u>（新規）</u>
<u>(施行期日)</u>	
1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。	
<u>(経過措置)</u>	
2 改正後の第3条の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日の間においては「100分の92」とする。	

高知県公立大学法人役員退職手当規程

(目的)

第1条 この規程は、高知県公立大学法人（以下「法人」という。）の役員（非常勤の役員を除く。以下同じ。）の退職手当に関し、必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、役員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。ただし、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項（同項第1号を除く。）及び第3項の規定に該当し解任された場合には退職手当は支給しない。

2 前項の規定による退職手当の支給は、任期ごとに行う。

3 高知県公立大学法人給与規程（以下「給与規程」という。）の適用を受ける職員である理事（以下「職員である役員」という。）については、高知県公立大学法人職員退職手当規程（以下「職員退職手当規程」という。）に基づき支給する。

(退職手当の額)

第3条 役員の退職手当の額は、在職期間1月につき、退職した日（以下「退職の日」という。）におけるその者の給料月額に、理事長においては100分の12.5の割合を乗じて得た額に100分の87を乗じて得た額とする。

(在職期間の計算)

第4条 前条に規定する在職期間の計算は、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、これを1月とする。

(職員としての在職期間に係る特例)

第5条 役員が、職員退職手当規程第1条に規定する職員となったときは、この規程による退職手当は支給しない。

2 役員が引き続いて職員から役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の引き続いた職員としての在職期間を含むものとする。

(職員としての在職期間を有する役員の退職手当の額の特例)

第6条 前条第2項の役員が退職した場合の退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、役員としての在職期間を職員としての在職期間として、職員退職手当規程第17条に規定する在職期間とみなし、職員退職手当規程の規定により算定した支給率を乗じて得た額とする。この場合における当該役員の退職の日における給料月額は、当該役員が役員となるため職員を退職した日における職員の職員としての給料月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、理事長が別に定める。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、役員の退職手当については、職員の例による。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日改正）
(施行期日)

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第3条の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。